

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月17日
【会社名】	マルマン株式会社
【英訳名】	Maruman & Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出山 泰弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル
【電話番号】	03 - 3526 - 9971
【事務連絡者氏名】	財務経理チーム長 中村 修
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル
【電話番号】	03 - 3526 - 9971
【事務連絡者氏名】	財務経理チーム長 中村 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1) 特別利益の計上

(1) 当該事象の発生日

平成28年11月30日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である合同会社西山荘C.C.マネジメントが保有する株式会社西山荘C.C.マネジメントの全株式を売却しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、平成29年9月期第1四半期連結累計期間において、関係会社株式売却益60百万円を特別利益に計上しました。

2) 特別損失の計上

(1) 当該事象の発生日

平成29年2月10日

(2) 当該事象の内容

平成29年1月25日に東京地方裁判所において、平成26年10月10日付で株式会社MAGねっとホールディングス（原告）が当社に対し提起した訴訟の判決の言い渡しがあり、原告の請求が認められ、当社が求めていた原告に対する貸付債権は認容されませんでした。

これに対し、当社は、平成29年2月3日付で、東京高等裁判所に控訴の提起を行いました。本件訴訟が第1審の判決どおりに確定した場合に備え、当社の原告に対する貸付債権及び未収利息の全額に対し、貸倒引当金を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成29年9月期第1四半期累計期間及び第1四半期連結累計期間において、貸倒引当金繰入額211百万円を特別損失に計上いたしました。

以上